

平成 25 年 1 月 31 日号 全国社会福祉協議会政策委員会 政策情報 (vol.27)	発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部 TEL 03-3581-7889 z-seisaku@shakyo.or.jp
--------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

目 次	
1.	平成 25 年度政府予算案を閣議決定
2.	平成 25 年度税制改正大綱を閣議決定

1. 平成 25 年度政府予算案を閣議決定

政府は、1 月 29 日に総額 92 兆円を超える平成 25 年度予算案を閣議決定した。平成 25 年度予算は、緊急経済対策に基づく 24 年度補正予算と一体的に「15 ヶ月予算」として編成され、補正予算同様に、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安心・地域活性化」に重点化が図られている。

厚生労働省の一般会計予算案の当初額は、29 兆 4,321 億円（前年度当初予算比 10.3%増）。うち、社会保障関係費は 10.4%増の 28 兆 9,397 億円となった。

待機児童解消のための保育所の定員増加等子育て支援の充実、生活保護世帯の子どもに対する学習支援、生活困窮者に対する新たな支援体制の構築（モデル事業の実施）等が盛り込まれている。生活保護費については、生活扶助の基準額が引き下げられるが、受給者の増加で生活保護費負担金全体では 2 兆 8,224 億円と前年度（2 兆 7,924 億円）より増となった。（詳しくは、下記 URL 及び別送する『平成 25 年度厚生労働省予算案概要及び主要事項』参照）

このほか、東日本大震災復興特別会計 977 億円（23.4%減）、年金特別会計 55 兆 8,871 億円（1.4%減）、労働保険特別会計 3 兆 6,937 億円（5.4%減）が計上された。

政策委員会ホームページ（ダウンロード→社会福祉関係予算）

<http://www.zseisaku.net/download.html>

平成 25 年度政府予算案・ポイント

http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2013/seifuan25/01point.pdf

平成 25 年度厚生労働省の主な予算案

1. 待機児童解消策の推進など保育の充実 【4,611 億円】

- 待機児童解消のため、保育所などの受入児童数の拡大（約 7 万人増）
- 保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育の充実
 - ・家庭的保育（1 万人→1.3 万人）
 - ・延長保育（58.0 万人 →60.2 万人）
 - ・休日・夜間保育（休日：10 万人→11 万人、夜間：224 か所→252 か所）
 - ・病児・病後児保育（延べ 143.7 万人→延べ 171.8 万人）

2. 認知症施策の推進 【34 億円】

- 認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及
- 認知症の早期診断・早期対応の体制整備、
- 地域での生活を支える医療・介護サービスの構築、日常生活・家族支援の強化
- 地域ケア会議の開催支援

3. 障害児・障害者の日常生活・社会生活支援の推進 【512 億円】

（障害児・障害者が地域で安心して暮らせる体制整備～共生社会の実現～）

(1) 社会参加の機会の確保（障害児・障害者の安心ある地域生活の支援）

障害児・障害者の自立と社会参加を支援するため、成年後見制度の活用を進める観点から、意思決定支援を行い 後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用を図るとともに、意思疎通支援を行う人材の育成などを実施

(2) 居住と日中活動の場等の整備

グループホームの整備や、発達障害を含む障害児に対する身近な地域での支援を強化する拠点となる児童発達 支援センターの整備、小規模グループによる療育ケアなどを推進。また、施設の改修（賃貸物件を含む）や、施設整備と一体的に行う就労訓練等のための大規模な設備等の整備を 新たに補助対象に追加

4. 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築 【2 兆 8,224 億円】

(1) 生活扶助基準等の見直し

- 生活扶助基準について、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、年齢・世帯人員・地域差の 3 要素による影響を調整するとともに、平成 20 年以降の物価下落を勘案して見直し。
- 生活保護受給者や地方自治体への周知等に要する期間を考慮し、平成 25 年 8 月から 3 年程度で段階的に行うなどの激変緩和措置を講じる（国費への影響額は 3 年間で約 670 億円程度）。
- 期末一時扶助の見直し（国費への影響額は 70 億円程度）

5. 生活保護の適正化及び生活困窮者の自立・就労支援等の推進

(1) 生活保護の適正化対策等の推進 【50 億円】

- ▶ 子どもの貧困対策支援の充実を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援などを実施するとともに、生活保護世帯の子どもが日常生活上の支援を受けられる居場所の確保や就労体験の機会を提供
- ▶ 生活保護受給者の居住支援（地域での見守りと併せて代理納付を活用した住宅扶助の適正化）を積極的に促進するなど、生活保護の適正化対策等を推進

(2) 生活困窮者に対する新たな支援体制の構築 【30 億円】

- ▶ 生活困窮者が困窮状態から脱却し、安心した暮らしができるよう、自治体において支援者の状態に応じた各種支援策を実施するとともに、それらを早期かつ包括的に提供するため、相談支援体制の構築を図るモデル事業を実施

2. 平成 25 年度税制改正大綱を閣議決定

政府は、1 月 29 日に平成 25 年度税制改正の大綱を閣議決定した。政策委員会では、平成 25 年度の税制改正について、8 月に「障害者の働く場に対する発注促進税制の拡充・延長」を厚生労働大臣あてに要望書を提出していたが、下記の通り適用期限が 2 年延長される。

◇ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長〔所得税、法人税〕

法人税における支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴う所要の規定の整備を行った上、その適用期限を 2 年延長する。（所得税においても同様）

平成 25 年度税制改正の大綱

⇒ http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

平成 25 年度 税制改正の概要（厚生労働省関係の主な事項）

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ty3v.html>

<添付資料>

- ① 平成 25 年度厚生労働省予算案概要及び主要事項（別途送付）

政策情報は、全社協理事・評議員、政策委員会委員、幹事、都道府県・指定都市社協に配信しています。